



熊本県公報

号外 第47号
令和4年(2022年)
10月12日(水)
(毎週火・金発行)

目次

規則

○熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

規則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第26号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和50年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第5条中「に掲げる」を「の規定により職員等とみなされる」に改める。

第6条中「第9条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第9条第5項又は第9条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第9条第1項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証又は退職票」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)」に、「受給資格証を」を「受給資格証を添えて」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、「申出は、」の次に「当該申出に係る者が」を加え、同条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条第6項中「第1項ただし書の規定は、前項」を「前項の規定は第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出について、第1項ただし書の規定は第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項前段中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項後段中「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に、「受給資格証又は退職票」を「受給資格証」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を任命権者に提出しなければならない。

第9条第4項中「、第1項に規定する」を「、第1項の」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出があった場合は、この限りでない。

第9条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第9条の次に次の3条を加える。

(条例第10条第4項の規則で定める事業)

第9条の2 条例第10条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命

権者が認めたもの

(条例第10条第4項の規則で定める職員等)

第9条の3 条例第10条第4項の規則で定める職員等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員等

(2) その他事業を開始した職員等に準ずるものとして任命権者が認めた職員等

(条例第10条第4項の規定による申出)

第9条の4 条例第10条第4項に規定する事業を開始した職員等又は前条に規定する職員等が行う条例第10条第4項の規定による申出は、受給期間延長等申請書（別記第5号様式）に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員等又は前条に規定する職員等に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員等又は前条に規定する職員等に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（別記第6号様式）を交付しなければならない。この場合において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。ただし、第5項において準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出があった場合は、この限りでない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第9条第7項の規定は特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出について、同条第1項ただし書の規定は第1項及び前項の場合について、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。第16条第1項中「掲げる者」を「規定する職員等」に改める。

別記第5号様式を次のとおり改める。

別記第5号様式(第9条、第9条の4関係)

受給期間延長等申請書

| | | | | | |
|--|--|----|--|-------------|--|
| 申請者 | 氏名 | | | 受給資格 証番号 | |
| | 住所又は居所 | | | | |
| 退職年月日 | 年月日 | | | | |
| この申請書を提出する理由 | 1 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため 2 事業を開始等したため | | | | |
| | 具体的な理由 | 〔〕 | | | |
| 上記の1の理由が疾病又は負傷の場合 | 傷病の名称 | | | 診療担当者 | |
| | | | | | |
| 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間 | 年月日から 年月日まで | | | | |
| | | | | | |
| 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第9条第1項又は第9条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 | | | | | |
| 年月日 | | | | | |
| 任命権者 | 様 | | | | |
| 申請者氏名 | | | | | |
| ※処理欄 | 延長期間 年月日から 年月日まで | | | | |

備考 1 ※印欄には記載しないこと。

別記第6号様式を次のとおり改める。

別記第6号様式(第6条、第9条、第9条の4関係)

受給期間延長等通知書

| | | | |
|---------------------------|---|---------|--|
| 申請者氏名 | | 受給資格証番号 | |
| 申請受理年月日 | 年 月 日 | | |
| 受給期間延長等の理由 | 1 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため 2 事業を開始等したため 具体的理由 [] | | |
| 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 延長等後の受給期間満了年月日 | 年 月 日 | | |

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第9条第5項又は第9条の4第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。

年 月 日

任命権者氏名

別記第9号様式を次のとおり改める。

別記第9号様式(第13条関係)

| 公共職業訓練等受講届 | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|----------|--------------------------|-----------------------------|--|---|---|--|
| ① 受給資格者に関する事項 | 氏名 | | | | 受給資格証番号 | | | |
| | 住所又は居所 | | | | | | | |
| ② 公共職業訓練等に関する事項 | (1) 種類 | 1 公共職業訓練 | 2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練 | 3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練 | 4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練 | 5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの | 6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練 | |
| | (2) 職種 | | (3) 期間 | | (4) 昼夜間の別 | 昼間・夜間 | | |
| | (5) 受講開始年月日 | 年 月 日 | | | (6) 終了予定期間 | 年 月 日 | | |
| | この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 | | | | | | | |
| (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) | | | | | | | | |
| ③ 寄宿に関する事項 | (1) 寄宿の事実 | 有・無 | (2) 寄宿開始年月日 | 年 月 日 | | | | |
| | (3) 寄宿前の住所又は居所 | | | | | | | |
| | (4) 家族の状況 | 氏名 | 受給資格者との続柄 | 年齢 | 職業 | 同居・別居の別 | 別居している者の住所又は居所 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | |
| | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | |
| 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 | | | | | | | | |
| 受給資格者氏名 | | | | | | | | |
| 任命権者 様 | | | | | | | | |
| ※ 処理欄 | 条例第10条第7項第2号の基本手当に相当する退職手当 | 技能習得手当 | | | | 寄宿手当 | | |
| | | 受講手当 | 特定職種受講手当 | 通所手当 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | |

備考 1 ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを求めることがあること。
2 ※印欄には、記載しないこと。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。